

別表 2（第 13 条関係） 意見を述べる際の観点

項目	考え方
地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保	豊橋市の高齢者人口に対する高齢者住宅の割合が、住生活基本計画(全国計画)で定める供給目標値 4 %に達していないこと。
公共交通機関へのアクセス等の立地	鉄道駅から概ね 700m 圏内であること。または、路面電車・バス・コミュニティバス停留所から概ね 400m 圏内であること。
医療・介護サービスの連携体制等	医療施設までの距離が概ね 700m 圏内であること。または入居者の求めに応じた医療サービスが利用できる協定を締結していること。さらに、入居者が介護サービスの利用を求めたときには、介護施設を案内できる体制であること。 ※ここでいう医療施設とは、医療法で定められた医療提供施設（歯科診療所を除く）をいう。また、介護施設とは介護保険法による介護サービスを提供する事業所をいう。
立地誘導や防災その他まちづくりとの整合	立地が市街化区域内であること。または、市街化調整区域内にある地域拠点（豊橋鉄道（渥美線）大清水駅から概ね 700m 圏内、または豊鉄バス和田辻停留所から概ね 400m 圏内）であること。 土砂災害特別警戒区域に該当しないこと。さらに災害時等における応急仮設住宅または福祉避難所としての利用について要請があったときは、予め協定締結等の協議に応じること。また発災時には、運営上支障がある等の特段の事情がある場合を除き、本市と協議の上、要配慮者（原則サービス付き高齢者向け住宅の入居資格を有する者）を受け入れること。